

第5回中野区子どもの権利委員会
(令和4年10月29日)

午前10時00分開会

事務局(子ども政策調整係長)

皆様、こんにちは。会議の開催に先立ちまして、事務局からご報告させていただきます。本日は8名の委員の皆様にご出席をいただいております。別當委員、小保方委員が本日欠席となっております。委員の過半数が出席されておりますので、委員会は有効に成立しております。

続きまして、令和4年9月1日付の人事異動により事務局体制に変更がありましたので、ご報告いたします。後ほどご説明させていただきますが、9月に子ども相談室が開設され、子ども政策調整係長をしておりました富士縄が子ども相談係に異動となり、私、小飼が子ども政策調整係長として着任いたしましたので、どうぞよろしくお願いたします。また、10月17日付の人事異動により、子ども教育部長、子ども・教育政策課長に変更がございましたので、机上の名簿をご確認いただければと思います。

それでは、会議の進行をよろしくお願いたします。

内田会長

皆さん、おはようございます。第1期第5回中野区子どもの権利委員会を開催いたします。前回の委員会から少し日が空いたのですけれども、8月30日に別當委員、それから大橋委員と一緒に中間答申を区長に提出をしました。中間答申について事務局から少しお話しいただければと思います。

事務局(子ども政策担当課長)

8月30日、子どもの権利委員会を代表しまして、内田会長と別當委員、大橋委員にご出席いただきまして、中間答申を区長に提出いたしました。中間答申につきましては、本日つけているものと同様のものになります。区長と子ども権利委員会の代表の方の意見交換の中で、内田会長や権利委員会の委員からは中間答申をまとめるに当たって、子どもの意見聴取を行ったこと、子どもの意見はまちの活性化につながるということ、子どもの声を踏まえて全庁を挙げて取り組むことの重要性、自己肯定感の低い子どもがいることが課題であるということ、その背景には子どもが意見を言うことを諦めてしまっているという現状があるということ、学校、地域、居場所づくりなどの問題を話し合う土台が重要であるということ、自分の意見を言っ自分影響を及ぼすことができたという実感が自己肯定感につながるという話をさせていただきました。区長からは、委員が主体となりヒアリングを行うということは、区の他の審議会ではこれまでなかったことで、とても新しい取組であって、心強く思うといったご意見や、今

回のヒアリングを参考としまして、区として子どもの意見を聴くことのノウハウを蓄積していきたいということ、それと最後に全庁の取組の中で、こうした子どもの意見を取り入れた区政運営を今後より一層行っていきたいといった意見が出されました。

私からの報告は以上になります。

内田会長

ありがとうございました。今、ご報告いただいたとおりで、非常にその場はとても和やかに会話をすることができました。

まず、私たちがまとめた中間答申の中に、子どもの意見を随時入れ込みました。締切りギリギリのところ、少し私のほうからも子どもの意見のところを追加させていただいて、そんなところも併せて見ていただいて、「そのとおりだよ」という区長の言葉もありましたので、今後私たちから発信して行って、それを聞いて受け止めてやっていただけるのではないかなと、少し期待感を持てるような中間答申のご報告だったかなと思います。

中間答申のほう、改めてぜひご覧ください。皆さんの意見を反映させているかと思ひますし、私のほうでも意識したのは、やっぱり学校における子どもの参加というところを少し強めて書いた意識がありました。そのあたりですね。あと居場所についても様々な意見、これだけの意見があるということもなるべく反映させようと思いました。また、その居場所づくりであったり、様々な場面における権利侵害の防止、また、そのために必要な子どもの権利の普及啓発とか、子どもの意見表明参加の機会の確保づくりとか、そういったところの要件をうまくバランスよく、落ちたところは恐らくないのではないかなと思う中間答申にできたと思いますので、改めて見ていただいて確認をしていただき、最終答申に向かって走っていかうところなんです。そちらちょっと分量が多いのですが、改めて確認をお願いします。

今日なのですけれども、「子どもへの意見聴取の実施状況の共有」、それから、「子ども総合計画に係る審議」、「子ども総合計画に係る子どもへの意見聴取について」、そして「今後の権利委員会の進め方について」、そのほか何か皆さんからあればということで、このような議事で進行していきたいと思ひます。

それでは、早速なのですけれども、議事の1番「子どもへの意見聴取の実施状況の共有」ということで、まず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

それでは、参考資料1及び参考資料2をご覧ください。意見聴取の実施状況につきましては、参考資料1のとおりとなります。皆様お忙しい中、限られた時間の中でそれぞれヒアリングを

実施いただき、ありがとうございました。第4回以降の実施につきましては、上から順にご説明させていただきますと、まず、1番上、児童養護施設の子どもへのヒアリングにつきましては、内田会長、小保方委員、事務局で現在調整中でございます。

それから2番目、里親家庭の子どもに対しましては、区内で里親支援を行う一般社団法人グローハッピー様にご協力をいただき、ご協力いただけたご家庭の方にアンケートの形で実施いたしました。

その下3番目、不登校の子どもにつきましては、区内で子どもの居場所を運営している団体様にご協力いただき、草野委員と高木委員に実施していただきました。

その下4番目、外国籍の子どもにつきましては、国際交流協会の子ども日本語クラスに通う小学生に、小保方委員、高木委員、事務局でヒアリングを実施いたしました。

5番、6番を飛ばしまして7番目、乳幼児につきましては、内田会長、別當委員、事務局で区内の保育園と調整をしており、12月に実施させていただく予定で話を進めております。

その下、8番、9番を飛ばしまして10番目、ハイティーン会議メンバーにつきましては、アンケートの形で実施いたしました。

最後にその他といたしまして、相川委員には、プレーパークのお手伝いをしている知人の方を経由して、プレーパーク常連のお子さん方からご意見を聴いていただきました。

なお、LGBTQの子ども、ヤングケアラー、難病の子どもにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、様々な事情から実施することが難しかったり、調整中であると伺っております。子どもの皆さんからの回答はこれまでのものを含め、参考資料2のとおりとなります。

説明は以上となります。

内田会長

どうもありがとうございました。それでは、第4回以降に実施した内容について、それぞれ少し情報共有できればと思うのですが、ヒアリング等実施できた不登校、あと外国籍、それから乳幼児というところで少しお話しいただければと思うのですが、不登校の子の共有のところでも、草野委員と高木委員でしょうかね、8月、9月に実施していただいた意見聴取についてどのような内容が話されたか、少しお話しいただいてもよろしいでしょうか。

草野委員

少し前になりますが9月に実施させていただきました。お子さんの居場所に通っていらっしゃる小学生のお子さんなのですが、学校には現在行っていらっしゃらないということだ

ったのですが、週に1回居場所に来て、学びを通した遊びなどもしているお子さんです。すごくこちらの話も真摯に聞いてくださるお子さんで、初めて会う大人、私は2回目だったのですけれども、大人にもすごく気を遣ってくれるようなお子さんだったのです。ただ質問に対しては、何しているときが楽しいですかみたいなことについては、ゲームだったりというような本当に楽しく話をしていただきました。ただ、学校のことについても少し話を聞きたかったところなのですけれども、なかなかその1回限りでというところで話を聞き出すところがやはりちょっと難しいなというところもありましたし、事前に常に一緒にいらっしゃる支援者の方にも少しヒアリングはしていたのですけど、どうやら学校にどうして行っていないのかみたいなところについて、支援者も直接切り込んで聞いたことはないのだけれども、ポロッと彼の口から出るところについては、例えば、学校のカリキュラムのあり方とかが決められているという状況がどうやらその子にとっては苦しいところで、自分がということではなくて、そういった時間割なんかもみんなで話し合っただけで決めたらいいいのではないということも言うことがあったということで、そういう学校教育のルールみたいなところが、どうして決められていっているのかみたいなところがきつと腑に落ちないところで行かれなくなっているのではないかなというような、極々一部のことですけれども、そんな話がありました。

その子については、初めて会った大人にもすごくコミュニケーションをとることができて、もともと何かすることを楽しめるタイプのお子さんだったので、お友達関係でどうのというよりは、そういうところなのかなと思うと、大人がつくる環境というところはもう少し考えていかなければいけないのだなというところはヒアリングを通して改めて感じたところです。

内田会長

本当にそうですよね。やっぱり話す力があるというところを実感しませんか、子どもたちに。

草野委員

すごく思います。

内田会長

受け止めてもらえるという雰囲気だったり、環境があると、本当に力を発揮するし、私たちのほうが勝手に不登校に対するいろいろなイメージが邪魔をしてしまって、どうせ話なんてしてくれないのではないとか、そう思いがちで、こちらが耳を閉じてしまっているところもあるのかもしれないと思うのですけど、やっぱりこういう積み重ねを私たちがしていくと、子どもたちの意見を聴くかどうか、私たちにかかっているところもあるな、彼らはたくさん持っているよなと思いますよね。環境がすごく大事だなと思いました。

それから、では高木委員からもいいですか。

高木委員

この子と草野委員が、コンタクトがありましたのですごくいい感じで話していただいて、私はほとんど相槌を打っているか、2、3個質問したくらいなのですけれども、すごく頭の回転が速いですね。イニシアティブをとってどんどん進めていく。そういったわけで、今おっしゃったようにほんのちょっと見て取れるのは、もう少し自分の意見を反映させる自由な場所があってもいいのではないかという発想が、ふと、聞いていて感じました。ただ話を聞いているだけであつたら、この子は本当に不登校なのかなという。すごくコミュニケーション能力が高いような。

草野委員

創造性が高い、すごくすてきなお子さんでした。

高木委員

それを受け入れるということがもしかしたらその小学校になかった。こっちから見ればですね。あるいは本人から。そういうところも願っているような感じがうかがえました。そういうことをしたいという。

以上です。

内田会長

ありがとうございました。特に学校で意見を反映させる自由な場があるといいという話だったということですよね。私たちの中間答申にも学校というところを書き込んだところでしたけれども、改めてその視点は最終答申まで貫いていきたいなと思いましたし、やっぱり私たちが大事なものはこうやって一つ一つ聞くことだし、そこで聞いた意見をこれから計画等に生かしていくことですし、あと、もう一つは、そういう私たちの経験、子どもに意見を聞くという経験で、私たちが、子どもはこんなに意見が言えるのだとか、力があるのだという純粋な驚きみたいなのをもっと共有していくことかなとも思います。大人のほうが、子どもには意見があつて、子どもにはそういう力があるということを私たちが考え方を変えていけるような発信も併せてしていく必要があるかなと思っているところです。

それから次で、外国籍の子どもたちのところで、今日来てくださっているのが高木委員で、小保方委員がご欠席なので、その様子がどうだったか続けてご報告いただけないでしょうか。

高木委員

大分メモはしたのですけれども、記憶が薄れてしまって。私と小保方委員と事務局の3人で。子どもたちと話す前に、国際交流協会の方が、いかに分かりやすく外国籍の子どもたちに伝え

るかということを特にアドバイスしてくださいました。それを踏まえて子どもたちの中に入っていきましたね。それぞれ3人が分かれまして。

最初、私の場合、日本語が分かる小学生から入りましょうと。いろいろアンケート用紙に書いてある、中野区に何を望みますかというところを聞いて、それをクリアしたら、次の質問、その次の質問、と進めました。必ずマン・ツー・マンで先生方がついていきますから、「中野区に何かあったらいいの」とゆっくり、ゆっくりですね。私が聴いて。サッカーやりたい、場所欲しいということを書いていましたね。

その子に着くまでの4人ぐらい、3人ぐらいの子どもたちの中では全員が、遊べる公園が欲しいと言っていましたね。いろいろな、アジア系の子が多かったのですけれども、それぞれ理解力が違ってましたから、何を聞こうか、まずはゆっくり話して、相手に分かるように。その勉強から入っていったような感じで。やっぱり一番は遊ぶ場所、公園が欲しいと。

内田会長

どうもありがとうございました。子どもたちの話していた内容もそうなのですが、各委員の方々が実際にヒアリングする中で、どう、何を工夫すると話が引き出せるかとか、そういった私たちの経験上いろいろ得たものがあったと思うのですね。どう話すと難しかったかとか、そういったところを、ぜひ後で子どもの意見聴取について話をしたいところなので、そこでも、こうするといいというような皆さんの経験をまたお話ししてちょっとまとめたいと思います。

それから、乳幼児のところは、私と別當委員と事務局で行ってきたところなのですが、これから12月9日金曜日に実施予定です。場所は陽だまりの丘保育園ということで、陽だまりの丘保育園にお願いしたのは、私の職場での関係性もあったからということもあるのですが、こちらの保育園、子どものつぶやきから保育を展開するという園で、例えば子どもがあるとき、「何で海の水はしょっぱいの」という疑問を投げかけたときに、「何でだろうね」というところから、実際に海の水はどういうものなのか、インターネットでも調べるし、しょっぱいのはどうも塩が入っているかららしいと。そういった塩が本当に入っているのか、海の水を熱で温めて蒸発をさせると塩が採れるらしいとか、そうやって子どもの疑問、つぶやきから始まって、様々な調べ学習を進めていくようなそんな実践、アクティブラーニングですよ。そういったところの実践をしている園です。

実際にヒアリングは、異年齢の子どもたち1クラス22人ということだったのですが、この保育園では、以前から22人で丸く一つの円になって座って、お集まりという会をしているのだ

そうです。いろいろなテーマについて話をしていると、先生がファシリテーターになって様々な問いを投げかけていく、そういう既に話し合いのようなものを行っている園でもありまして、今回は、私たちが聞きたいことを、先生方を通じて問いを投げかけていただく。私たち委員については少し離れたところから見せていただくような形で、ふだんお集まりをしている先生に協力をいただいて、もし中野区で日常の生活をしている中で変えられるものなら変えたいと思うことは何かなとか、そういうところを子どもに易しい言葉で、子どもに分かりやすい言葉で尋ねたときに、どんな言葉が聞かれるかというのを私もとて今、楽しみにしているところです。

実際にその内容を聴取することと、それから乳幼児期の子どもの意見聴取、こういった意見聴取自体は様々な保育現場でされている実験はありますけれども、それを子どもの計画に落とし込んで実行に移していくところまでやっているところはなかなかないと思うのですね。私の知る限りではあまり聞いたことがないので、そういったところも、ぜひ乳幼児の子どもたちにも意見があることを、私たちから発信していくことも大事ななと思っていて、陽だまりの丘保育園さんに協力いただいて、そのお集まりでの話し合いの様子を映像に撮ってこようと思っているのです。あまりたくさん大勢で押しかけると子どもも圧迫感がありますので、なるべく少人数で行って。ただ、その子どもたちのつづやきをたくさん拾って、動画にして、それを発信していく、中野区の広報も協力いただいて発信していくような、私たちから子どもにはそういった意見を言う力があるとか、いろいろな思いがあるところを発信して、子どもの意見表明・参加の権利といえますけれども、それが実際に目の当たりにできるような、そんな映像もつくって発信していけるといいのではないかなと思って今、準備を進めているところです。

そんなところで、子どもの権利委員会では様々な、なかなか意見を直接聞けないところに私たちが出かけていって話を聴く。話の聴き方もヒアリングだけではなくて、アンケート、いろいろなその子どもに合ったやり方で意見を聴いていって、それを計画に反映をさせていく、そのような取組をまだやっていないところを含めて、この年度末までにさらにそれを充実させていきたいと思います。

皆さん、どうもご協力ありがとうございました。

それでは、続いて、議事の2に行きたいと思います。「子ども総合計画(素案)に係る審議」ということで、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策担当課長)

私から資料1に基づきまして、ご説明いたします。子ども総合計画の素案と書いてあります

けれども、まだ固まったものではございませんので、本日の審議も踏まえて素案のほうを今後取りまとめていく形になります。前提としましては、8月に取りまとめいただいた中間の答申、これがこの計画をつくるベースになるものだと思っていますし、あと、子ども・子育て会議というもう一つ区の附属機関がありまして、そこで出た意見をこの素案に反映しているような状況です。

まずおめぐりいただきまして、目次をご覧くださいませでしょうか。全体としては、150ページを超える膨大な量の計画になりまして、5章編成になっております。第1章「計画の基本的な考え方」、第2章「子どもと子育て家庭、若者を取り巻く状況」、第3章「計画の展開」、第4章が「子ども・子育て支援事業計画(第2期)中間の見直し」ということで、これは法定の計画でして、いわゆる保育施設などの事業見込みと確保数を明らかにするもので、本日はその部分について今回は資料に入っていない形になります。最後に第5章「計画の推進」という形になります。

かいつまんで説明させていただきます。

2ページをご覧くださいませでしょうか。「計画策定の背景・目的」ということで幾つか書いておりますが、二つ目の黒丸のところに、子どもの権利に関する条例を区が制定して、今後取組をしていくということが書かれております。

3ページ、「計画の位置付け・他の計画との関連」ということで、今回の総合計画の位置づけとしまして、この(1)の①から⑤の法定計画を包含する総合的な計画とするということと、その中の⑤番として「中野区子どもの権利に関する条例に基づく『推進計画』」、こういった位置づけも今回の計画の中に入っているということでございます。

4ページ目、「計画期間・計画の対象」として、計画の期間につきましては、これまでお知らせしておりますとおり、令和5年度、来年度から令和9年度までの5か年の計画となっております。

続きまして、第2章の部分で、7ページで、子ども子育てを巡る動きとして、⑤番、こども基本法が成立されたということ、⑥番、こども家庭庁の創設ということ、来年の4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されるということ。あと、⑦番、SDGsということ、この権利委員会の中でも議論がありましたとおり、誰一人取り残さない社会を目指すということが掲げられているといったところが背景として書かれております。

そして、8ページ目ですね、今度は(2)区の動向ということで、①番、中野区子どもの権利に関する条例を制定したというのが、区の動向としては大きなものかなと考えております。

9ページからは、2番「中野区の状況」ということで、こちらは第1回の権利委員会でお示しました、検討用基礎資料というデータ集、こういったものなどから必要なものを掲載しております。

そして、45ページですね、3番「子どもへの意見聴取」ということで、これまで、昨年度も含めて実施してきております子どもへの意見聴取の内容について記載をしております。特にこの子どもの権利委員会の中では、先ほども議題でありましたとおり、3番の(2)個別の支援を必要とする子どもということで、①番から⑥番まで、意見聴取をさせていただいているところで、この中で④番と⑥番については今後行う予定ということで書かせていただいております。

46ページ、47ページのところで、この実施結果ということで、こういった意見があったのかということをもとめております。

次、49ページから第3章「計画の展開」ということで、ここが一番メインになるところでございますが、分かりやすいような図が53ページのところに、ここだけA3になっているかと思うのですけれども、ちょっと広げていただきまして、これが今回の計画の体系になりまして、左側から「基本理念」「目標」「取組の方向性」「主な取組」という形で、「主な取組」の下にいろいろな事業がぶら下がっている構造になります。

まず一番左の「基本理念」については、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支える」ということと、あと、「子どもの権利を保障する」と、こういったものを基本理念として掲げながら、目標としましてはⅠ番からⅤ番までの目標を掲げておりまして、それぞれ目標に対して「取組の方向性」、こんなことを区としてやっていきますというのが「取組の方向性」になりますが、そういったものを規定しているといったものになります。

今回、子どもの権利委員会の中でご審議いただいた内容については、目標のⅠのところは主に関わってくるのかなと思ひまして、「子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する」という子どもの支援を中心とした目標になりまして、その下の(1)から(4)の「取組の方向性」、ここが今回まとめていただいた中間の答申の3番「取組の方向性」と合致しているという構成になります。ただ、この目標Ⅰ以外にも子どもの権利の視点で様々なご意見をいただいておりますので、この計画全体にそういったご意見がいろいろな枠に入っていく形になるのかなと思っております。

続きまして、目標のⅠのところの中身を見ていきたいと思いますが、54ページ、ここからが目標Ⅰになりまして、全体的な構成としまして、目標ごとに「背景」があって、その次に「取組の方向性」、まず55ページですと、(1)子どもの権利に関する理解促進。取組の方向性ごとに

「現状と課題」ですね。条例の認知度がまだ高いものとはいえないということや、子どもも大人も条例について知り、子どもの権利について理解を深める必要があるといったことが記載されております。さらに、それを受けまして、下の「方向性」ということで、子どもの年齢や立場に応じた効果的な広報などを進めていく必要があるという形になります。

さらに、この取組の方向性ごとに成果指標と目標を掲げております。この「子どもの権利に関する理解促進」でいいますと、①番でまず条例の認知度ですね。こちらは川崎市も似たような指標を設けておりますので、ベンチマークとして入れております。さらに理解度、あとは、保護者の割合、こういったものを成果指標として設けております。

この目標を、取組の方向性を実現するための主な取組としまして、まず①子どもの権利の普及啓発ということで、構成としましては、主な取組ごとに事業を幾つか記載するのですが、その中で特に5年間力を入れてやっていく部分を重点事業ということで位置づけまして、重点事業については事業の5年間の目標というのを記載する構成になっております。例えば「条例の普及啓発」といったところが重要となるというのはこの委員会の中でも触れられているところでございますが、普及啓発をしまして、子ども用、大人用のリーフレット、あと、子どもに分かりやすい動画の作成、これは中間答申にも書かれておりますとおり、また、子どもの意見聴取の中でも動画というのは非常に有効なツールというご意見がありましたので、様々な媒体や手法を用いて広報していくということですね。

ここの成果指標としましては、啓発事業の核ということで、いろいろな立場とか年齢とかその人の特性に合わせた様々な手法を組み合わせしていく広報が必要だということが中間答申でも触れられておりますので、いろいろな種類をやっていくということで15事業、15種類の動画も含めた広報で周知していくことを目標としております。さらに、「『子どもの権利の日』事業」ということで、これも中間答申で触れられておりますとおり、区民参加で、子どもの権利の日の事業をやっていく必要があるというご意見がありましたので、こちらは事業の参加団体を年々増やしていくことを成果指標として掲げております。

その下に「事業」としまして、これも中間答申で触れられておりますとおり、児童虐待防止月間というのが11月になっておりますので、そこと連携して広報啓発を行っていくということや、次の57ページ、「子ども相談室の普及啓発」としまして、これも中間答申でご指摘いただいているとおり、相談室に愛称をつけたり、マスコットキャラクターとともに周知を行うことが有効ですということを書いております。さらに、「『子どもの権利』に関わる図書の充実」ということで、子どもの権利に関するブックリストの作成や図書館と連携した企画展示、これは現在も行

っているところですが、こういったこともこの5年間で取り組んでいくことを記載しております。

58ページ、ここが主な取組の②ということで、「子どもの権利に関する学習機会の充実」、まず力を入れてやっていきたいなと思っているのは、子どもの権利に関する研修とか講座ですね。特に学校の教職員や、あとは子ども関連の施設の職員など、子どもに関わる専門職や、子ども支援の団体に対して研修や講座をやっていくということで、これは5年間で30回を目指してやっていきたいなと思っております。

その下に行きまして、あとは、中間答申で触れられているところをちょっと触れていきますと、子どもの権利に関する学習機会の充実ということで、出前講座とか学習プログラム、あと、子どもの権利に関わる学校での取組ということで、児童・生徒が知る機会を設けると。授業の中で設ける。また、自分の考えや意見や思いを表明する取組を充実するといったところを書いております。

59ページに進んでいただきまして、取組の方向性の(2)としまして、「子どもの意見の表明・参加の促進」、こちらも同様に「現状と課題」「方向性」「成果指標と目標値」が記載されております。成果指標のところではいいますと、自己肯定感を育むには、意見表明と参加というのが非常に重要であるというご意見もありましたので、①ということで、自分のことが好きだと思う子どもの割合、自己肯定感を図るものを指標として設定しております。

60ページで、ここからは主な取組①ということで、まず、子どもの意見表明と参加の仕組みをつくっていく必要があるという内容になりまして、特に重点事業としましては、「区政運営における子どもの参加の推進」ということで、区のいろいろな計画に対して、対面、アンケート、オンラインなどの幅広い方法で子どもの意見を聴取して、それを生かしていくと。ただ、それを全庁に、区の中に広げていくに当たって実践的な手引き、これも中間答申でご指摘いただいているとおりですが、そういった手引きをきちんと整理して、どういう方法で区として子どもの参加を推進していくのかというところを確立していきたいと思っております。

さらに、その下に事業が並んでいまして、中間答申で触れられているところをいいますと、一つ目と二つ目の実態調査、これは令和元年に実施した子どもと子育て家庭の実態調査、これを答申の中でも定期的な実態調査を行っていく必要があるということが盛り込まれておりますので、これも5年に1回程度の頻度で実態調査をやっていくということと、二つ目の、東京都子どもの生活実態調査2022というのが、今回、都立大学のほうで幾つかの区をサンプリングして調査するというので、今回中野区としましては、高校2年生の年齢の子どもと保護

者を対象にした調査に協力するという事で、年明けの1月から2月にかけて、高校2年生年齢の子どもと保護者に対する調査を予定しておりますので、こういったものもまた権利委員会の中でも共有していきたいなと思っております。

一番下の「子ども向けの情報発信」ということで、こちらでも答申の中で、子どもに対する周知が重要だということがありますので、子ども向けの情報発信を強化していきたいと思っております。

61ページ、ここからが「子どもの意見表明・参加の機会の確保」ということで、どういう場面で参加の機会を設けていくのかというところをまとめているところでございます。

重点事業としましては、ハイティーン会議、こちらは子ども会議という位置づけをしておりますが、中高生年代を対象にしたハイティーン会議を実施するという事、あと、条例に基づきまして、子どもに関する区の計画などについてハイティーン会議に参加する子どもに対して意見を求めていくというのが事業の内容です。成果指標としましては、まずどれぐらいの子どもがハイティーン会議に参加したのかという数と、あとは、ハイティーン会議の中でいろいろなチャレンジをしていくこととなりますが、チャレンジの件数、あと、区が子ども会議に意見を求めた回数、こういったものを5年間の目標としております。

その下の事業としまして、答申で触れられているものと、まず一つ目の「中高生年代向け施設の整備」、こちらについても当事者の意見を聞きながら進めるべきだということが答申に入っております、事業内容にそうしたことが書かれております。「社会的養護のもとでの子どもの権利擁護の推進」、これも一時保護や里親委託、施設措置の状況にある子どもの声をきちんと聞いていくということに記載しております。一番下の「施設運営における子どもの参加の推進」ということでこちらでも答申の中でご指摘いただいているところですが、例えば児童館とか、キッズ・プラザ、学童クラブ、こういった施設の運営において遊びのルールとか、欲しい本に対してアンケートや子ども会議みたいなワークショップ形式で意見を拾っていくことを予定しております。

62ページが、(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援ということで、こちらでも現状と課題ということが書いておまして、63ページからが主な取組の①安心して過ごせる居場所づくりということで、権利委員会の中でも子どもは場面が違くとそれぞれのよさが発揮できるというご意見もあったかと思えます。多様な居場所を区として用意していくということで、児童館の運営、あと、キッズ・プラザの整備・運営、あと事業としましては様々、区として屋内外の多様な居場所を広げていくような事業が記載されております。

65ページからは、主な取組の②ということで、「学習機会の充実」ということで、重点事業としては、生活困窮世帯の小学6年生から中学3年生を対象にした学習支援事業を今、行っているところでございますが、こちらについても小学4年生までを対象として段階的に拡充をしていくこととして考えておりますので、こちらを重点事業としております。

その下の「事業」としましては、「学習スペースの提供」ということで、子どもの意見聴取の中でも学習場所がなかなかないといったところがニーズとしては読み取れたので、こちらについても様々な勉強できる場所というのを広げていきたいと思っております。二つ目の「学習支援団体の支援」、いわゆる無料塾に対する支援ですね。こちらも中間答申の中で触れていただいておりますので、ここについても区として何らかの支援を考えていきたいと思っております。あと「子ども読書環境の充実」ということで、そちらも子どもの意見の中であったのかなと思います。書籍の充実や環境の充実、こういったものを取り組んでいきたいと思っております。

67ページからが主な取組の③ということで、「遊び・体験の機会の充実」といったところになりまして、「プレーパーク活動支援事業」ということで、これも子どもに対する過去のアンケート調査の中で、子どもたちの関心が高かったといったところで重要な事業かなと思っております。

あとは、一般事業として区の体験型事業への優先枠、あとは、小・中学生文化芸術振興事業、こういったものも体験の機会として重要だということで中間の答申に触れているかなと思っております。あとは、地域団体への支援として政策助成、こちらも中間答申の中で、地域団体と連携した体験の場の充実というのが必要であるというご意見があったかなと思います。

69ページからが、取組の方向性の(4)子どもの権利侵害の防止、相談・救済ということになりまして、こちらについても現状と課題の中で触れられていますとおり、中間の答申の中でもあったかと思うのですけれども、相談できる人が身近にいない子どもがいるといったところが現状と課題としては重要かなと思っております。

70ページからが、主な取組の①ということで、「虐待の未然防止、養育支援体制の整備」で、児童虐待というのが、子どもの権利侵害の中でも最たる例だということは中間答申にも入っていたのかなと思いますので、児童相談所の運営をはじめ、虐待防止の普及啓発等々を主な取組の中に入れております。

72ページからが、主な取組の②ということで、「いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援」ということで、中間答申の中でもいじめ、不登校、ヤングケアラー、外国籍など様々な

状態に合わせた支援が必要だということをまとめていただいているところをございまして、いじめ防止対策事業や不登校支援事業、あとは、73ページにはヤングケアラー支援という取組について記載しております。

74ページからが主な取組の③ということで、「子どもの権利侵害に関する相談・救済」ということで、こちらも子ども相談室の運営ということで中間答申の中でもありましたとおり、子ども相談室については相談しやすい環境や雰囲気づくりが重要だという指摘があったかなと思ひまして、そんなことを進めていきたいと思ひしております。

あとは、子どもに対する相談に関する事業が幾つか事業として掲載されております。

76ページ、ここが主な取組の④となりまして、「有害環境等からの保護」ということで、中間答申の中でも、情報通信技術の進展が目覚ましく、違法薬物の問題やSNSの問題、こういったものは非常に子どもを取り巻く環境としては重要な課題であるというご意見があったかなと思ひます。重点事業としましては、情報モラル教育です。あとは、薬物乱用の防止や、18歳成人の普及啓発、消費者トラブルの防止、あと、セーフティ教室、こういったものを記載しております。

77ページからが目標のⅡになりまして、ここからは「子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する」ということで、保護者に対する支援ですね。こちらも中間答申の中で、子どもの権利保障のためには家庭に対する支援も重要だというご指摘があったかなと思ひます。ここからは家庭に対する支援として様々な子育て家庭に対するサービスなどを記載しております。

94ページで、主な取組の②というところで、一番下に「区立小・中学校のバリアフリー化」ということが入っておりまして、施設や学校が古くなってきて改築が予定されていない学校について、バリアフリー化に向けて改修を進めていきたいと思ひしております、中間答申の子どもの意見のところ、バリアフリーを進めてほしいという意見があったかなと思ひますので、そういったものに応える事業なのかなと思ひしております。

95ページからが、目標Ⅲということで、「教育・保育環境の整備」ということになりまして、保育園の整備などに関するものになります。

105ページからは、目標のⅣということで、これは「あらゆる若者の社会参画を支援する」という目標になります。

107ページ、主な取組の①ということで、「若者情報発信事業」ということで、若者施策の認知度を高めたりするために情報発信を強化していくと。これも中間答申の中で子ども会議の

取組を参加していない人に周知していったり、広げていくことが重要だというご意見があったかなと思います。さらに、その下の「事業」のところ「ハイティーン会議・若者会議」というのがありまして、ハイティーン会議やハイティーン会議を卒業した子どもたちが成長してそのサポーターになっていくことが重要だと、そういう仕組みをつくることが重要だというのが中間答申の中でも触れられていると思いますが、ハイティーン会議を卒業した大学生や社会人対象の若者会議というのも開催していくということを記載しております。

115ページから最後の目標のVということで、「子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する」というところで、116ページは「地域における子育て支援活動の推進」ということで、子育て関連団体のネットワークをつくっていくというのも重要だというのが中間答申に書かれていると思いますので、そのための取組についてこちらの目標のほうに掲げられているところでございます。

120ページをご覧くださいまして、主な取組の①子育てしやすいまちづくりの重点事業として、「子育て関連店舗の登録促進、情報発信」ということで、子どもや子育て家庭が利用しやすい店舗の充実を図るための情報発信等をここに記載しております。子どもの意見の中でも、買い物ができる店が中野は少ないという意見があったので、ここに応えられるほどのものではないかもしれないのですけれども、そこに対して区としても方策を講じていきたいと思っております。

最後に123ページの「避難所運営における子育て世帯への配慮」、これも中間答申の中で入れていただいたものかなと思ってしまして、子どもも被災者となる可能性があるということで、そこに対してきちんと避難所運営の中で配慮していくということが記載されております。

最後に、151ページから第5章ということで、「計画の推進」というところで、152ページに「計画の推進体制」として、「区の推進体制の整備」、あとは、「子ども・若者の区政参加の促進」、「地域や関係機関等との連携・協働」について記載されております。

最後の153ページですね、こちらに「計画の点検・評価の実施」ということで、この計画については、子ども・子育て会議に意見を聞いて、事業実績を毎年取りまとめていくということ、(2)番で、子どもの権利の視点に基づいた点検・評価も必要ということで、こちらの権利委員会において権利の視点に基づいた検証を行っていくと、検証に当たっては、成果指標などの数値目標の達成状況だけではなくて、子ども自身がどのように感じているかというヒアリング形式の定性的な評価も行っていくといったことが書かれております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

内田会長

どうもありがとうございました。かなり分量が多いですので、なかなか全て目を通していただくのも大変だったかなと思うのですが、今、かいつまんで説明をしていただきましたけれども、今から少し時間をとって議論したいのが、この計画の素案の中に、こういった視点が、聞き取りをした子どもたちから上がってきた課題でカバーされているかどうか少し心配になるところとか、どこかにあるかもしれないですけど、そこはぜひ聞いてください。それはここの事業に含まれていますと教えてもいただけるので、これまでの議論、権利委員会での審議、また、皆さんが今、進めてくださっているヒアリング、そういったところで聞かれた子どもからの意見とか、子どもの感じている課題とか、そういったものがこの計画の中に含まれているこれらの事業でカバーされているかどうかというところを、もし何かお気づきのところがあれば、少しご意見をいただきたいというところですね。何か抜けや漏れ、あるいはこれはどこに含まれているとか、そんなご質問でもいいかなと思います。どこの内容からでも結構ですので、どうですか。

相川委員

こちら昨日送っていただいて、ザーツと見ていました。今までの計画、総合計画になる前のものを見ていたことがあるのですが、今回大分様変わりして、子どもの権利を中心にした計画になっているという印象を受けました。今までの経緯を知る者として感動しました。なので、本当にご尽力いただいてつくっていただいたことに感謝申し上げます。

抜け漏れというか、ちょっと気づいた点で幾つかご指摘させていただきたいです。まず58ページの「子どもの権利に関する学習機会の充実」の重点事業として学校・施設職員に研修を実施というのはすごく素晴らしいなと思いました。ただ、目標値が30回(延べ)となっていて、今は会社とかではオンライン研修を職員全員に受けさせるとか、そういったことも結構オンラインを活用するとできますので、そういったことも検討されてはどうかかなと思いました。もちろんそのための準備に労力は必要とはなるのですが、オンラインで、それなりに低コストで多くの方に受講していただける何かサービスがあれば利用してもいいのかなと思いました。

あと、60ページの「子どもと子育て家庭の実態調査」、過去に実施されたものが総合計画や施策に生かされていると感じましたが、今後も5年に1回やるということで、規模も同じものなのではないでしょうか。以前はたしか3万件ぐらいにアンケートを依頼して、1万件ぐらい回答があったといったものだったと思うのですが、その規模でやるのか気になりました。今、教育ビジョンのほうも一緒に改訂されていて、そちらでも昨日ちょっと資料を見たら、アンケートをとってすご

の支援というのどこかに言葉として入れるといいのではないのでしょうか。今、部活も外部団体でやろうという流れがあり、一方でスポーツも習い事化していて、お金を持っている人だけがクラブチームに入って切磋琢磨してプロになれるみたいな時代になってしまっています。難しいとは思いますが、そういった視点も入れられないかなと思いました。

すごくすばらしいなと思ったのが、107ページと109ページのところの若者の参加機会をというところで、中高生の居場所をつくったり、フリースペースをつくったり、特にすばらしいなと思ったのが、109ページの「区有施設の中高生年代の利用検討」というところですね。区活を中高生世代が利用しやすくするための事業、ここはぜひ力を入れていただきたいところです。今だと平日の昼間に予約しに抽選に行かなければいけない。中高生は学校があつて絶対行けません。中高生が予約しやすい、優先枠を設けるですとか、そういったことをぜひ検討していただきたいなと思っております。

最後に、先ほど説明もありました120ページの「子育て応援とうきょうパスポート事業」です。これ始まった当初からチェックしていて、中野区の登録事業者数が少ないなと思っていたので、増やしていただきたいなと思います。登録事業者のそのデジタルマップ化ですとか、紙のマップの発行なんてこともできたら大変ありがたいなと思っているところです。

今までの思いがいろいろあつて細かくいろいろ突っ込んでしまったのですけれども、すばらしい計画だと思います。ありがとうございます。

内田会長

どうもありがとうございました。どうしますか、質問があつたかなと思うので、それに回答していただくところをやりましょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

まず、順番にというか、58ページのところで、「『子どもの権利』に関する研修・講座」でオンライン研修なんかも取り入れたらというお話で、確におっしゃるとおりで、特に施設の職員は全員で集合型だと行くのが難しいので、今年度も録画で動画を撮ってそれを配信するようなやり方も今、考えているところです。ありがとうございます。

あとは、60ページのところの実態調査、これはどういう規模でやるのかというのはこれからの検討になります。今回都立大学の調査で、高校2年生のところ協力する理由としては、区として今、高校生年代に対してもともとあまりデータがないのですね。過去にやった実態調査についても中学生までしか対象にしていなかったもので、高校生については都立大学の、こちらのほうで協力する形でデータをとりたいなと思っております。あと、今、教育ビジョンの改訂も

行っていて、重点事業のところの「区政運営における子どもの参加の推進」に関わるかと思うのですけれども、教育ビジョンについても今回改訂に当たって、初めてアンケート形式で子どもたち自身にアンケートをする試みをやっています、こういった取組がここでいう成果指標を上げていくものになると思うので、こういった事例を積み重ねて増やしていくといったことを目標にしていきたいなと思っています。

61ページのところのハイティーン会議ですね。こちらについては中高生でやっていますけれども、小学生向けの子ども会議としてはどういうやり方があるのかというのは、こちらの権利委員会のほうでも引き続きご意見いただきながら考えていきたいなと思っております。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

ハイティーン会議は代々私立の子が結構多いのです。区立中では、丁寧に、いわゆる定例校長会などでもご案内もしていますし、周知はしているのですけれども、自由参加ですし、各中学校から何人挙げてくれというやり方にはしておりません。ですので、子どもたちが来ていただいているのは、あくまでこちら側で出している周知について、自ら手を挙げてという形です。区立中の子も何人か参加してくれていますけれども、もれなく周知はいろいろ学校に対しても教育委員会を通しましてやってはいるところですよ。

あと、小学生が区役所に来る取組は、たしか今回、小学3年生はサンプラザがちょうどもう閉まってしまうので、それもありまして、レガシー的な意味があって、予算がついたところがあるのかなと思っております。

事務局(子ども政策担当課長)

続いて、65ページのところの学習支援のところについてですけれども、学習支援事業というのは生活困窮世帯を対象にした指導になりまして、これは教育との関係でいうと、こちらの事業のターゲットとしては、家庭の環境によって意欲があるのになかなか塾に通えない子に対して支援をする事業になります。なので、授業の遅れている子に対する手当ではなくて、これ結構両輪だと思っています、これは放課後の支援ということでこういう事業がありつつ、事業のほうに書かれている「補充学習教室」というのが下から2番目にありますけれども、これがちょっと授業に遅れている子に対して放課後に支援をする、任期付きの教員を採用して放課後指導を充実するというのがあって、この二つが結構両輪だと思っているので、学習支援事業は学習支援事業で拡充しつつ、放課後の補充学習教室をしっかりと行って、授業の遅れを解消していくというのが中野区の一つのモデルとして今後力を入れてやっていきたいなと思っております。トップ校への支援というのも一つ視点かなと思っています、そこについて区とし

てはまだ検討が進んでいないといったところですね。

67ページのところで、文化芸術振興事業では、区として今、文化芸術の振興を進めていこうという動きがありまして、その中で子どもというのが今、一つの柱として立ち上がろうとしているので、学校と連携したこういった事業も今後拡充していきたいなと思っております。

あとは、109ページの区の施設でなかなか中高生年代が、子どもが使いづらいというのがこれまでの課題としてありましたので、ここについてはどういった取組ができるかというのを今後考えていく形になります。

120ページの、子育て関連店舗の登録促進ということで、確かに相川委員がおっしゃるとおり、中野区の店舗で今登録されているところは少ないので、まずこれを増やしていくことと、増やしてそれを使われるような形にしないといけないので、デジタルマップなんかもすごく有効かなと思っていて、地域の方でそういうことに詳しい団体もいると思いますので、連携をすることも含めて、どういったやり方ができるかというのを考えていきたいなと思っております。

内田会長

今、説明していただいたことに対して、さらに何か追加でありますか。

相川委員

大丈夫です。また見て何かあればでもいいですか。

内田会長

今、口火を切っていただきましたので、今、触れていただいたところでもいいですし、それ以外のところでも、もし何かありましたら、お願いしたいのですけれども。

大橋委員

相川さんほど多くないのですけれども、45ページに子どもの意見聴取ということで、私たちが個別の支援を必要とする子どもたちということでとってあげたもののほかに、もともと行政のほうでとっていただいたもの、中学校、高等学校、児童館、図書館でしょうかね。ここ小学校入っていなかったのですかね。入っているイメージでずっといたのですけれども。

事務局(子ども政策担当課長)

子どもと子育て家庭の実態調査というアンケート調査形式では小学生もカバーしているのですけれども、条例をつくる過程で、出前授業などをやった中で小学校については行っていないので、ここの記載はそういった形になっています。

大橋委員

中学校というのは基本的に9校全校でとっていらして、つまり全生徒、小学校というのは児童館に通っている一部の方たちだけということですか。

事務局(子ども政策担当課長)

アンケート調査については、小学校と中学校は、サンプリング調査でかなりのボリュームでやっています。3の(1)で書いてあるのは、出前授業形式で意見聴取したところを記載しております。中学校に対しては2校に対して出前授業で意見を聞いたというのはやっているのですが、小学校に対してはやっていなかったもので、ここの記載はそのような形になっています。

大橋委員

ありがとうございます。それと、ページでいうと58ページ、「子どもの権利に関する学習機会の充実」ということで、「事業」の2番目に『『子どもの権利』に関わる学校での取組』というところで、知る機会を設けるということなのですからけれども、ぜひ土曜の学校公開のときに保護者と一緒に聞かせていただいて、我々土曜公開で授業公開を見るのですけれども、いつもの授業とはちょっと雰囲気違いますよね。土曜公開用の授業をやっているという感覚なのです。たまたまうちの娘がこの間リモートで接続しているのを横から眺めていましたけれども、全然違うなと思いながら聞いていました。ぜひ子どもと親に同じ感覚で、この子どもの権利に係る取組に関してご説明というか周知をいただけるとありがたいなと思っています。

それと、74ページ、「子どもの権利侵害に関する相談・救済」のところで、重点事業の成果指標のところに、令和9年度までの目標値が100件という記載があるのですが、何となくこういう相談というのはないほうがいいというイメージでありますけれども、強引に件数の目標をとると違う結果になるのではないかなと思っているのですね。もし100件とるとしたら、どういった感覚で件数をとられるのか、ここはお聞きしてみたいところです。

事務局(子ども政策担当課長)

まず、58ページのところの、子どもの権利に関わる学校での取組、こちらで保護者も一緒に学べるというのが確かに中間答申でも触れられていて、子どもたちが学校でこんなことがあったよと保護者に持ち帰ったり、あとは保護者と一緒に参加するような機会というのは非常に周知の効果が高いかなと思っておりますので、工夫していきたいなと思っております。

あとは、74ページの「子どもの権利侵害に関わる相談件数」、相談室の相談件数になります。この数字が多いのがいいのか、少ないのがいいのかというのは、児童虐待のところとかでもいつも出る話なのですけれども、今回は子ども相談室を今年度開設して、まだ認知度がそこま

で深まっていないので、まずそこを上げていく、困っている子に対してまず知ってもらおうといった周知をきちんと強化していくといったところで、100件というのを件数として掲げているところです。それで100件というのが、他区で既に5年程度やられているこういった相談室の実績から100件というのを目標にして、まずは知ってもらって、相談に来てもらうといったところを目指したいなと思っております。

大橋委員

ありがとうございます。最後に76ページの有害環境等からの保護ですね。下の「事業」のところに「18歳成人の普及啓発」というところがあるのですけれども、私たちの行政書士会で、研修チームということで、私が小学校・中学校に18歳成年に関する法律教室ということで展開している部分があるのですが、やはりどうしても18歳成年のところだと一番最初に危害に遭いそうなのが消費者トラブルということで、消費者トラブルを未然に防ぐためのきっかけづくりみたいなものを展開しているところなのですけれども、このあたり、もし区でやられるとすると、どういった方たちにこういった講座を依頼されるのか確認してみたいです。

事務局(子ども政策担当課長)

中野区の中に消費者センターという機関がありまして、そこが実施している事業になります。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

団体と提携というよりも、消費者センターに消費生活相談員がいますので、その相談員の人たちがいわゆる出前授業的に行って、具体的に今、大橋委員がおっしゃったような消費者トラブル、特に契約関連ですよね。こちらについて注意喚起をするということで動いておりますし、直接的ではないのですが、東京都のほうの消費者センターのほうも様々区立の中学校なりに働きかけをしたいということで、多分そこのところの連携というのは深まっていくのかなと感じております。

大橋委員

ありがとうございました。以上です。

内田会長

ありがとうございました。それ以外でもしあれば、いかがですか。

林委員

これ、今ここで何か質問とかするとどこまで反映されるのかちょっと分からないところがあるのですが、丁寧につくられているから、特に153ページ、子どもの権利委員会が点検・評価

を子ども総合計画についてやるという位置づけはほかの自治体であまり聞いたことがないので、これはすごいなと思っております。

それから、細かい部分で、まず3ページのところで、各個別計画という関連計画があるのですけれども、障害児福祉計画は大事ですけれども、男女共同参画基本計画とかは関わらないのかなというところが一つあったりしています。LGBTQとかそういった配慮がいろいろあるとは思いますが、子どものところでは関わってくるのかなというのが1点。あと細かいところで、57ページの『『子どもの権利』に関わる図書の充実』というところ、権利学習だけというよりは、いじめ、虐待、男女平等、LGBTQなど、そのあたりの子どもの権利に関わるものの中で図書の充実をしていただきたいと思っております。

あと58ページ、先ほど相川委員から研修の人数とかオンラインとありましたけれども、回数なのか、むしろ職員の数とかのほうがいいのかなと。30回という目標値がありますが、むしろ学校の教職員や施設職員等、それから区役所の職員などの実数を挙げるというのもありなのかなと思っています。

あとは、61ページに、先ほど「区民と区長のタウンミーティング」の話が書かれていて、これはぜひ推進してほしいなど。これ学校に出向いてのタウンミーティングという形になるのですか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

こちらはかなり古くからやっています、年に1回、小学校1校と中学校1校で、それぞれ北と南で、交互にやらせていただいている、現地に出向いて、その学校はある意味、授業の一環であったりもするので、その学校ごとの組み立てはいろいろなのですけれども、例えば小さい中学校であれば、第3学年が全員とか、あと、大きい学校であつたらまた違うやり方であったりとかしていますし、小学校なんかでもいろいろ考えて高学年の子たちが様々なことを区長に直接聞いたり、区長と少し話をしたりというのをやっております、結構歴史はあるかなと。

林委員

そこはぜひ続けてほしいのと、でもセレモニー的にならないでというところで、区長だけでいいのかみたいなのところもあると思うんですね。担当部長とか担当課長とかも出向くとか、やり方は出てくる子どもの声にもよるとは思うのですが、単に区長に伝えるだけでやってしまうと区長のアピールになりかねない部分があるので、実際の政策につながるような工夫を今後の中でしていただきたいと思えますし、1校ずつでいいのかないところもあります。今後もうちょっと増やしてもいいのではないのかなと。中野区は三つに分かれるのでした

か。

事務局(子ども政策担当課長)

四つです。

林委員

四つですね。であれば、4、5だか分からないですけれども、毎年その5カ所だったら5ブロックを毎年回るとか、その辺はやはり中野区を愛してほしいのであれば、中野区民の子どもとちゃんと対話しているよという姿勢は、区長でなくても担当課が行くでもいいのですけれども、何かそのやり方はぜひ工夫してほしいかなと。本当は議員にも行ってほしいけど、それをやるとまた行政とは違ってくるので、そこはいいのですが、何かそこは工夫してくださいというのが意見というか私の要望としてあるところです。

あと、次が67ページの中に「政策助成」とあるのですけれども、これ子どもは提案できるのですか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

多分今のやり方だと会計の話が、すごく細かい金目の話が出るので、子どもたちがやりたいと言ったときには、お世話役になる保護者の方を代表にさせていただいたりする形になるかもしれないのですけれども、今ここで書いているのは、実際の現状としては子どもたちを対象に様々な活動を地域でしていただいている団体がありまして、それに対しての団体助成という形になっています。今後、子どもたちが主体的に自分たちでこういう活動がしたいということがあるとすれば、結構会計とかが大変なのですね。会計処理とかが。そのところが、代表の大人の方を入れた形でないと、なかなか小学生だけのグループでとか中学生だけのグループだと難しいかなと思っていますが、できるだけ広げていければいいかなと思っています。

林委員

小学生は分からないですけれども、中学生、高校生が地域の清掃活動をしたり、ゴミ袋とかトングとかを購入したりとか、そんな大した、言い方はあれですけれども、でも子どもからすると結構な金額になったりするところの中で、そういう活動をサポートできるようなお金と支援、人であったりとか、そういったところが、後押しができる、しているのであれば、さらにもうちょっとうまく打ち出してもらってもいいのかなと。もちろん税金なのでということで、保護者、成人の扱いが大事かなと思うのですけれども、うまくそこが若者とか子どものそういう活動を応援しているよというところが出せるとすごくいいのかなと思っています。

あと、74ページの、権利侵害の関わる相談件数とか目標値のところ、中野区はタブレットを配っていますが、そこにもこの相談窓口が出ているのですか。今、もう一つ関わっている豊島区では結構タブレット経由での相談件数が多かったという成果が上がっているのですが、中野でもぜひその辺がそういった形で、気楽に相談するというのもちょっと言い方があれですけども、何かあったときに相談できる場所がオンライン上でも含めて増えてくるといいのかな。チャット相談なのかメール相談なのかよく分からないですけども、そこはぜひ進めていただきたいと思っています。

あと、もう一つのこども家庭庁のほうで関わっている事業で子どもの声をどう聞くのかみたいなことをやっている中で、幾つかヒアリングを自治体でもさせていただいている中でやっぱり出てきているのは、子どもと向き合う大人の中で、学校の先生と、いわゆる福祉職の人と関わり方が全然違うみたいなのところがあって、ソーシャルワーカーという職、学校の先生以外のそういう人とどう出会えるのか、その日常の関係性があるから何かあったときに相談がしやすくなる、今回のヒアリングでは、「どう思いますか」と結構強引に聞き出している部分はあって申し訳ないなと思いつつながら、やっぱり日常の中でどう子どもと接していくのか、そこで評価する先生ではなくて、先生は全然悪くないのですけれども、それ以外の大人も関わって、何かあったときに話したり、あるいはそういう様子を見ている大人がいるよという場をつくってほしいなとは思っているのですが、その辺が今この計画だとどこでどう書かれているのでしょうか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

75ページのスクールソーシャルワーカーの配置のところは再掲にはなっていますが、このところでは不登校と書いてあるのですが、できれば区のほうとしては、スクールソーシャルワーカーの配置数を充実させていきたいと思っています。他自治体ですとその人たちが割かし常態としていると、定期的にいるとすると、そこが一つ子どもたちのたまり場になって、居場所になって、そこからいろいろな問題を吸い上げていたり、ヤングケアラーの問題であったり、いわゆるそういった問題につながるような案件が見えてきたりということはあるので、その辺は広く充実させていければ、先生がおっしゃるように、気軽にというか、日常的な困り事も聞き取れることがあるのかなということで、区の方向としてはそこを充実させていきたいと、SSWについては考えているところでございます。

林委員

なので、SSWを増やすこともそうですし、あるいはキッズ・プラザとか学童クラブの職員と

いうところも、要は非正規ではなくて、正規職員の雇用というところを、私全然分かっていなくて言っていますけれども、ぜひそこが安定して子どもと関われるような体制を目指していただきたいと。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

ありがとうございます。今、キッズ・プラザの話が出ましたが、キッズ・プラザと併設学童クラブは委託しているのですけれども、実はもう既に子ども会議をやっていたり、子どもの意見箱を取り入れて、自分たちが取り組む遊びであったり授業であったりを改善していたり、話し合いをしているというのが、私たちが事業者評価をしている中でも把握できていて、いい取組をそれぞれしているので、そういうところを逆にPRをしていったり、何事業者もありますので、事業者間で、こんなことをA事業者はやっているのだということを知ってもらって、さらに進めていったり、または仕様にも入れていくようなところもあろうかなんてというのは、今年所管課とも相談しているところです。以上です。

内田会長

ほか、今いろいろ出た中で、同じ意見、ちょうどそこ自分も聞きたかったというところもあったかなと思うので、もしそれ以外で何かさらにあればお願いしたいのですが。

草野委員

学校以外の学びの場を保障するという内容のものがもうちょっとあるといいかなと思いました。私、不登校のお子さんのお話を聞かせていただいたというところもありますし、ひきこもり相談というのも事業でやっていたりする中で、学校に行けなかったら、何かほかに代わりになる場所がなかなかないというところを感じていて、スクールソーシャルワーカーとしては指導室だったりというところはもちろんあるのですけれども、そこはあくまで学校に行くこと前提みたいな、そうでないやり方ももちろんあるかと思うのですけど、そういうふうにしてなかなか気が向かないところもあって、フリースクールがあったりもするのですけれども、金額の問題だったり、あと場所の問題だったり、選択ができないお子さんがいらっしゃるということも聞いているので、そういったときに無料塾などももちろん今活発でたくさんあるのですけど、回数なんかは限られていますし、常時学校に通っているお子さんと同じだけの学習量とか学びの時間というのはなかなかとれないところかなと思うので、オンラインなんかもありますけれども、いろいろな方法を使ってその辺のサポートができるような仕組みというのもあったらいいかなと思います。

あと、不登校のお子さんだけではなくて、親御さんもかなり悩まれている、親御さんたちが

ほっと相談ができる場所、それはよく私たちの立場だからだと思うのですが、聞くのが、スクールソーシャルワーカーの指導室でないところの居場所があるといいなと伺っていて、当事者会みたいなのところも、実は中野には私が把握している限りではない状態なので、そういう親の会みたいなのが非公式でもあったりすると選択肢の一つになるのかなというところはあって、お子さんのためにというところで不登校からサポートができるような仕組みがあるといいかなと思います。

内田会長

ありがとうございます。

事務局(子ども政策担当課長)

72ページのところで、不登校支援事業ということで、重点事業にも書かれておりまして、ここがなぜ重点事業にしてこれからやっていくのかというところで、こども家庭庁が設置される意義というのは多分今、草野委員がおっしゃったことだと思っています。これまでの不登校対策だけではなかなか拾いきれないところがあるので、学校だけの取組ではなくて、地域での取組、居場所を拡充していくという視点で総合的に不登校対策をしていく必要があるかなということで、今回は重点事業にしつつ、指導室という教育に対する部局だけではなくて、我々も福祉の視点などで関わって総合的にやっていくということで記載しております。ただ、どういったことを今後具体化していくのかというところはこれからになりますので、ご意見も踏まえて進めていきたいなと思っております。

内田会長

これはこの後、まだお話し合いをしながら具体的な事業にすることができる、まだ話し合いの時間はありますか。

事務局(子ども政策担当課長)

それよりも不登校支援事業自体はもう指導室でやっているものがあるので、それに加えてどういう取組が区として必要になるかというところを今後一緒に考えていくような形になります。

内田会長

分かりました。ぜひお願いします。私も同じところで意見を言おうと思っていたところで、まさに、私は今、不登校の子どものための居場所づくりを、大学を使ってやっていて、よくいろいろな話を聞くのですけれども、どうしてもやっぱり学校につながらなくなってしまうと、途端に行き場所がなくなってしまうと、家でゲームをするしかなくなってしまう。でも子どもたちは本

来いろいろな力があって、大学の常設でない、たかだか1カ月に1回くらいのを3回やっただけでも、子どもは変化するのですよ。その変化をすごく実感するのですけれども、最初カリカリしていたような、どちらか言うと神経質と言われるような子どもが、だんだんやっぱり表情が和らいで、3回目のこの間は保護者の方が、「うちの子どもがここの活動に参加するようになってから、人懐こくなりました」という言われ方をされたのですよ。安心できる場があると、本当に子どもはどんどん力を発揮していくというのを学生とともに目の当たりにしているところで、本当に必要だということを実感していたところだったので、私もこの不登校支援というところで、この重点事業の不登校支援事業、この中で何が含まれていくかというのはとても関心を持っていたところでした。

やはり聞くとところが学校のアプローチになじまない子どもにとって、学校的なアプローチでないアプローチの場が欲しいというところかなと思うのですね。適応指導教室があるではないかとか。それにも行けないですよ。そうすると、本当に場所がなくなってしまうので、それでもいろいろな遊びの活動とか、ほかの子どもと関わることとか、いろいろな経験を本来積んでいくことが必要な子どもたちですので、一刻も早くここは多様な場をつくる必要があるところだなというのは改めて強調したいなと思います。

事務局(子ども政策担当課長)

参考として42ページのところに、データとして「不登校児童・生徒の件数の推移」と書かれておまして、ご覧のとおり、コロナ禍もありまして、不登校傾向の子どもというのは増えている状態にあるので、ここは本当に力を入れてやっていく必要がある事業だなと区としては認識しています。

内田会長

ありがとうございます。ほかはどうでしょうか。

田谷委員

全体像として抜けているところで、LGBTの文言が入っていないのと、子どもの性相談が入っていないのでそこは入れておかないと、恐らく難しいかなと。どこかに文言でいいので入れていただきたいという願いがあります。

あとは、さっき林委員のほうから話があったのですが、3ページの子ども総合計画の枠組の中で、これ縦に並んでいますけれども、条例の推進計画は横に、下にならないのかなと思ったのですが、やっぱり縦なのですかね。位置づけとして土台になると考えると、下に来てもいいかな、でもそんなに大きなものなのかなというのもあるので、横なのか縦なのかでちょっと

意識が違うかなと思いますので、ここをもう1回、もし可能ならご検討いただきたいなと思っています。

今までもこの委員会の中でいろいろ聞いてはいたのですが、いろいろな課が関わっていますが、それぞれ恐らく温度差があるのではないかなと思うのです。なのでできれば、先ほど相川委員の話にありました、子どもの権利の研修のところを、できれば一番最初に区の職員を対象にしてやっていただいて、その後に教職員なんかを入れていただくと、やっぱり事業を動かす人間が理解していることが第一なので、そこをしていただくときこの計画がもっとスムーズに動いていくのではないかなと思いますので、そこに区の職員という文言を入れていただけたらと思います。

もう一つ、私だけかもしれませんが、75ページの「自殺対策事業」なのですが、これ自殺対策計画なのか、自殺予防対策。文言としてどっちがいいのかなというのが、虐待対策なのか、虐待予防対策なのかにも似ていると思うのですが、ちょっと私の中で違和感があったので、文言のところで確認をしていただけたらと思います。

全体として先ほども出ていると思いますが、「何々等」になっているところが、「何々」に事例が該当しないとなかなか相談がしにくいので、その文言をなくすのか、それとももうちょっと増やすのかしていただいて、自分もここに該当するからここに相談していいのだかと思うような形にするか、全くなくしてしまって自分もここに入れていいかなとオールマイティに相談を受けるような感じにするのか、文言を一つ一つもう1回考えていただけたらいいなと思いました。

以上です。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

自殺対策の関係は、自殺対策計画でつくっています。中野区でこの計画を検討するときに、予防なのかと言ったときに、例えば自死された方々の家族のフォローアップも入れた計画になっていて、予防だけじゃないよねというところで、多分一定法定があつてつくらなくてはいけなかった計画だったような記憶があるのですが、こういう固有名詞で策定された計画です。そういう周辺の部分も含めての支援ということを計画に盛り込んであると認識しています。

内田会長

ありがとうございます。時間もあれなのですが、私のほうから一つ、全体的なところなのですが、この計画が策定をされて様々な子どもに関連する担当課で事業を実施していくと思うのですが、この計画がそれなりのところに行ったときに、子どもの権利の

視点からこれらは全て行うのだ、つまり、もっと言えば、ちゃんと子どもの意見を聴きながら、子どもの意見を踏まえながら全ての事業を行っていくのだとちゃんと認識をしていただけるかどうか、先ほど、田谷さんからも温度差という話がありましたけれども、その担当課はいいですけども、それ以外のところにこの計画が行ったときに、そこもちゃんと踏まえてやっていただけるように理解をしていただけるのかということに少し不安を感じまして、全部読んでいただければいいのですが、例えばそれぞれの担当課の事業内容だったり、あるいは方向性というところだったり、ということに、「子どもの意見を踏まえながら」という文言をしつこいくらいに散りばめる必要性はないだろうかということに少し考えたところでした。その上で、もちろん子どもの権利に関する研修、まず区の職員からということも必要ですし、学校の先生方とか様々な施設の先生方もそう、まず計画が各担当課に行って、その計画に基づいて行われていくときに、ちゃんとそれを意識していただけるような、計画の中にたとえ一部を読んだだけであっても、子どもの意見を踏まえるということを理解していただけるような書き方に、最初は特にしつこいくらいに、あちらこちらに「子どもの意見を踏まえて」という言葉を入れていく必要はないだろうかということが1点思ったところです。いかがでしょうか。

事務局(子ども政策担当課長)

おっしゃるとおり、いろいろな課の取組が並んでいるわけですけども、温度差は当然あります。きちんと理解して進もう、取組を進めようとしている課もあれば、ちょっとどういうことなのかまだ分からないような、何もしていないようなところもあります。それに対しては、まずは研修なのかなということと、あと今回、子どもの権利の視点に基づいた計画の体系の中に、まずはそういったほかの部の取組が位置づけられたというのは大きな1歩かなと思っています。ここにきちんと具体的に位置づけられることで子どもの視点というのは必ず入りますので、それは非常に大きなことかなと思っています。あとは、全体的に子どもの意見をきちんと受け止めて、子どもの最善の利益を考慮するというのは大原則になりますので、そこについては52ページの3番ですね。まずこの計画を推進するためのベースになる視点というのは何なのかということに5点掲げておまして、その一つ目として、子ども一人ひとりを権利の主体として尊重して、意見等を受け止めて最善の利益を考慮するというのが大原則になっていますので、ここに掲げられている章については、この大原則の下、進めていくというのが計画の基本になるかなと考えています。

内田会長

どうもありがとうございました。それでは、2番の議事は以上で終了で、またもし何かお気づ

きのことがありましたら、後々メールでも結構ですので、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それでは、その次の3番の「子ども総合計画(素案)に係る子どもへの意見聴取について」というところなのですが、また説明していただくのですよね。お願いします。

事務局(子ども政策担当課長)

資料2に戻りまして、説明させていただきます。今回、子ども総合計画の素案を取りまとめで、区のルールとしまして、こういった条例や計画を策定する、つくる場合は、素案の段階で区民意見交換会を行い、案の段階でパブリック・コメントを行うとなっております。今回は子ども総合計画の素案が取りまとめられましたら、通常ですと素案に対して区民活動センターや区役所などの公共施設において意見交換会を実施する形が一般的ですが、なかなかそれだと子どもの参加という視点ではハードルが高いものになっているのかなと我々も感じるところです。

そこで、今回は意見交換会のやり方をもう少し子どもが参加しやすい形式を考えまして、実施していきたいというのが今回の資料2でございます。まず、最初、枠組みとしまして、「開催時期・会場」としましては、12月上旬から中旬で、場所としては児童館2カ所と中野東図書館にティーンズルームという部屋がありますので、そこを今押さえて、予定しております。「意見聴取の方法」としましては、これも条例をつくる時の子どもの意見交換会と同じような形式になるのですけれども、意見交換会の時間を3時間くらいとりまして、この時間に来ないといけないですよではなくて、オープンハウス形式で都合がいい時間に参加できるような形式にするということと、あとは全体説明ではなくて、個別説明のヒアリング形式でやっていくということを考えています。

意見交換する内容としましては、今回のこの計画の素案ということになりますけれども、量が膨大ですので、どの部分を重点的にどのように説明するのかという工夫が求められるのかなということです。というのは今、事務局としてもどういう形でやるのか苦慮しているところでありまして、もしアドバイスがあればいただきたいなと思っております。

参考資料の3、4として、豊島区や名古屋市で、計画を抜粋したような資料をつくって説明している例がありますので、こういった形式が現実的かなと思っておりますので、その中で工夫すべき点等があればお聞かせいただければと思います。

説明については以上でございます。

内田会長

どうもありがとうございました。ということで、この計画の素案、今度はどのように子どもに

分かりやすく伝えるかというところで、皆さんにいろいろなアイデア、ご意見などいただければと思いますが、どうでしょうか。林さんから他自治体の事例とかありますか。

林委員

まず、対象とする年齢というか、そこによってまた変わるのかなとは思いますが、それも関係なく、そのときに来てくれた子でやるのか、どう呼びかけるかで子どもが参加したいと思えるかどうかはちょっとあるので、そこはあるなと思っています。

あと、どの部分を抜き出すのかというのは私もしなくていいような気がしています。でもするのであれば、結局全部について聞かなければいけないので、児童館の1回目はここについて、2回目はここについて、ティーンズルームはここと分けるならばまだいいのですけれども、この部分だけ聞くとなると、全然子どもの声を聞いたことにならないので、そこは一通り、むしろオープンハウス形式でやるのであれば、来た子どもがここについて話したいとか、聞きたいというのが聞けるような形を一つとったほうがいいかなと思っています。

子ども向けに分かりやすく説明するのは結構難しいですね。大事なのですけれども、それを12月、ちょっとしかないところで準備する、頑張ってくださいとしか言えないので、いや頑張ってもらいたいのですけれども。ぜひやってほしいです。ほかの自治体はないと思います。

あと、先ほど言った、区民には子ども総合計画についてやるのですか。

事務局(子ども政策担当課長)

区民については、これとは別に3回ほど公共施設で一般的な意見交換会をやります。

林委員

それは今までもそういう形でやってきていたということなのですよ。

事務局(子ども政策担当課長)

逆に言うと、それしかやってこなかったと。

林委員

でも単にパブリック・コメントでネット上とか郵送で意見をくださいではなくて、一応説明は、中野区では今までやっている。

事務局(子ども政策担当課長)

中野区では素案の段階で対面の意見交換会をやって、案の段階で最後にパブリック・コメントをやるという2段階の区民参加の手続になっています。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

自治基本条例の中で、区民参加の手続がそのような流れになってございまして、結構1個計

画をつくると、最初から最後までに結構長い期間が。半年ぐらいとられてしまうのです、それだけに。そういうのがあります。

林委員

手間かかるけれども、すごいですね。普通は紙とかネットだけで出す、形だけのパブリック・コメントなので、それと比べれば中野区はすごいなと思っています。さらに今回子どもの中で、子ども向けでまさにそういう場をつくるというのは非常に大事なので、そこはいいかもしれないですね。もしかしたらこういう形でやるのがいいのか、先ほどあった区長が学校出向いてみたい形に、どこかキーポイントで学校に出向いてやるみたいなのもあってもいいのかもしれないけれども、それができるのかどうか。あるいは高校でもいいかもしれない。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

そうですね、こちらの主催ではないのですけれども、区長がいろいろな学校を、区立だったり私立だったり回る中では、この子どもの権利条例が一つの切り口として、子どもたちの思いを聴くという仕立てを考えていると広聴・広報課や校長会から聞いております。ですが、私たちは私たちのほうでつくる立場として、どうやって子どもたちの声をリアルに細かく聴いていこうかなということで。学校へも一応聞いてもらえるような流れはあります。

内田会長

学校もここに位置づくのですか。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

区のいわゆる子ども総合計画をつくっていく流れの、例えば子どもたちに意見を聴くときの入口として、子どもの意見表明権であったりというのを少し混ぜてもいいかという相談が来ているので、そういう意味では子どもたちの考えを聴くことはできるのですが、この計画そのものをがっつり聞くということではなくて、少しずれた感じかもしれないのですが、それは聞いてはいるところです。

内田会長

少し話題の提供なのですけれども、私ちょうど10月の頭にアイルランドとスコットランドに行っていて、視察を幾つかしてきたのですけれども、子どもの意見・思いを政策に落とし込む専門の専門官、子どもオンブズマンというのを見に行ってきたのですね。そこでアイルランドの子どもたちも、なかなか子どもの意見表明に参加と言っても、忙しいという状況は聞いていて、だけど、じゃあどんな工夫をしているかという工夫の中に、やっぱり学校をどれだけ巻き込むかみたいところを話されていて、その学校に先ほども自由参加で子どもの参加を募る

というお話でしたけれども、子どもの自由参加で各学校から何人子どもの委員を出してくださいというお願いの仕方をされていました。

あと、今回も例えばこういう総合計画の内容を子どもに分かりやすくレクチャーというかお話しするのを、例えば授業のようなカリキュラムの中に位置づけて、ちゃんと学校側にとってもプラスアルファでやらなければいけないことではなくて、学校の教育活動の中の何かをこれを兼ねる形にして、本当にそこに位置づけていただくことで子どもたちにも情報を伝え、また、意見を聴くきっかけにもしていくような、そういう学校に対するアプローチを進めていけないかなと思ったのですよね。

例えばこういう総合計画の素案を伝えるときも、豊島区の参考資料3も、いろいろ工夫されているなと思うのですけれども、なかなかこの文章があっても読まないといえば読まないの、やっぱり何か話をする場というのはあっていいと思っていて、それがもっと授業の中で例えば位置づく、アイルランドの子どもたちにも話を聞いたのですけど、政治を学ぶことが大事だと子どもたちが言っていて、日常生活の中で政治に関心を持って、自分たちのまちはどうつくりられているのかというのを知ることの大切さを子どもが話をしていました。ですので、何かそういう学びの場に位置づける、その辺をぜひ突破口にして子どもの参加も大きく変わっていくのではないかなと思うので、何かそういうアプローチを、こういったことをやるきっかけにできないでしょうかね。可能性として何かないかなと思うのです。

事務局(子ども政策担当課長)

そうですね、こういった計画ものに対して、子どもたちがどう関わってくるのかというのは、区としても今は試行的にやっている状態です、条例のときもやったし、今回計画のときもこういった形でやります。そこをまた検証しながら、区としてどういうルールでやっていけばいいのかというのは、この子どもの権利委員会場で審議いただいて、区のモデルみたいなものをつくっていく必要があるかなと思っていますので、また引き続きご審議をいただければと思います。

内田会長

よろしくお願いします。

林委員

10分か15分ぐらいの動画をつくって、事務局か誰かが説明する。それを学校で見ってもらって、意見があったら言ってくださいみたいなのをタブレットで配信するとか、何かしてもいいかもしれない。

事務局(子ども政策担当課長)

そうですね。ありがとうございます。

林委員

大変だと思いますけれども。

内田会長

何かそういう新しい取組をぜひやりましょう。あとどうでしょうか、子どもの意見聴取というところで、今回ヒアリングも経験されてこうするととてもよかったとか何か工夫があったら、そんなところもシェアしていただいてもいいですし、どうですか、意見聴取の仕方とか、あるいは配慮したほうがいいところとか、もしあったらお願いしたいのですが。

大橋委員

今の10分、15分の動画のお話、私それをずっと考えていたのですけれども、教員に対する研修も1時間ぐらいの研修を動画ですること、多分年度内にほとんどの人が受けられると思います。今回のこの総合計画について、この分厚い冊子を子どもたちに見せるのは無理があるので、やはり簡略版も説明を受けないと子どもたちは理解できないと思うのですよね。そういったものの説明をした上で、学校で例えば1時間ぐらい使って、その説明とともにタブレットで自分の意見を送信すると。送信した意見は、基本的に保護されると。学校の先生は見ないから大丈夫、失礼なことを書いて構わないよっていうことを保障してあげないと多分意見は大人向けの意見というか、きれいな意見になってしまうのではないかとということでは、ちょっと心配している部分です。小学校の子どもたちは割と自由に発言するのですけれども、中学校に入ると様々な制約の中から、大人向けの発言がとても多く、もしくは何も言わないで、そういったことでストレスを抱えて、そのストレスが例えばいじめにつながったり、違う形の発散になっているような気がしますので、そこは自分たちの意見が邪魔になるというか、先生の目を通過せずに上がるという仕組みは保障してあげないといけない気がしています。

以上です。

内田会長

ありがとうございます。事務局と私で何かやれますかね。掛け合い漫才じゃないですけども。でも、本当に、私もこの9月に川崎市で保育士などの職員の方々にオンラインで、乳幼児期における子どもの権利という研修をやったのですけれども、900人以上視聴されたというのですよ。オンデマンドなので一方通行になってしまうことをちょっと私も懸念してパッドレットというアプリを使って、掲示板みたいなものですね。そこに自由に意見を書き込めるような形

にして、お互いがどんなことを感じたかとか、考えたかみたいなものを同時的に見られる場をつくったのですよね。1カ月開放していると乳幼児期の子どもの権利をどういう場面で考えられるかとか、自分の意見を聞きたいけれども、お昼の時間が来るとどうしても遊びを切り上げなければいけないとか、本当はもっとやらせてあげたいけれどもとか、いろいろなお話も書かれるのですよね。いろいろやり方があって、いろいろなやり方次第でできるかなと思いました。そのあたりも。

事務局(子ども政策担当課長)

スケジュールを伝え忘れてしまったのですけれども、10月に素案を取りまとめて、12月の上旬から中旬にかけて意見交換会、ここで大人も含めて何度かやらせていただいて、その結果を1月の年明け早々に案として取りまとめていくスケジュールになります。その後パブリック・コメントをやって、3月に計画を策定する。ちょっとタイトなスケジュールになりまして、ご提案いただいたことも可能な限り反映していきたいとは思っているのですけれども、そのところの制約が一部あるということ、あと、この権利委員会の中で、特に別當委員なんかがヒアリングした結果として教えていただいている、ヒアリングで聞こうとしても、子どもたちは意見をなかなか言えないというのがあるので、単にいきなり計画の説明から入るのではなくて、多少ゲーム感覚なワークショップみたいなものをやりつつ、慣れ親しんでいただけたら意見をいただくというような工夫も必要なのかなというのは考えておりますので、なるべく子どもたちの本音を引き出して、計画に反映できるようなやり方を考えて実施していきたいと思っています。

内田会長

子どもたちの意見がないのではなくて、やっぱりそれは私たちがどれだけ安心して意見を言える場をつくれるかということだと思うので、そのあたりはまた具体的な工夫も相談しながらやれたらなと思います。

相川委員

子どもに聞くのは難しいと思う中で、今決まっている場所が児童館二つということで、いいのか悪いのか分からないけれども、児童館のところはフィーチャーして、ご説明したらいいのかなと思いました。その視点で今、63ページの「児童館の運営」というところを見たときに、事業内容、やっぱりこれは運営側の視点で子どもの視点になっていないことに気づきました。子どもが児童館をどう運営してほしいかということをぜひ聞き出せるように工夫していただきたいなと思いました。これを読んでも子どもは何も意見が言えないのではないのでしょうか。交

流できますとか、地域の見守りとか言われても、いやいやもっと漫画が欲しいよ、とかそういう話になっていくのではないかなと思うので、それについて難しいとは思いますが、説明をかなり絞ってしまうというのもありかなと思いました。

内田会長

ありがとうございます。私がさっき言った話もここだけ見ると、本当にそのまま大人がこれまでどおりに進めてしまいそうな懸念があったので、やっぱりこういうところの事業内容一つにも、「子どもの意見を聞きながら」という文言を一つ入れるだけで、違うかなと思うので。

事務局(子ども政策担当課長)

やっぱり皆さんのお話聞いて、この素案は素案で置きつつも、これだけで説明をするとなかなか意見が言いづらい部分もあるので、もうちょっと分かりやすい資料も、まだ時間も1カ月ぐらいあるので用意していきたいなと思っています。

内田会長

ありがとうございました。

最後に行きたいと思います。4番です。「今後の権利委員会の進め方について」というところですが、これもまず最初事務局から資料のご説明をお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

では私のほうから資料3「今後の権利委員会の進め方について」資料の説明をさせていただきます。今後の進め方につきまして、こちらの案をご覧ください。

まず1番「今後の日程」でございますが、今年度につきましては本日を除き、残り1回となっております。予定としまして11月26日に開催を予定しておりましたが、後ほどお伝えさせていただきますが、日時を変更させていただきたいと考えております。その後、令和5年度、6年度に関しましては、第1期の任期につきまして合計全6回程度の開催を予定しております。

次に2番「第1期権利委員会への諮問事項」につきまして、(1)、(2)、(3)とございますが、こちらにつきましては、6月から8月にかけて集中的にご審議いただいているところでございます。

続きまして、3番「考えられる活動内容」といたしまして、まず(1)推進計画及び子どもに関する取組の評価・検証ということで、事業や取組の実施状況に関する評価・検証や、評価・検証に当たり子どもへのヒアリングを実施していくことなどが考えられるかと思えます。

次に(2)「子どもの意見の表明・参加の促進」に関する審議につきまして、こちら案になりますが、評価・検証とは別に、子どもの権利に関する特定のテーマにつきまして議論していくに

当たり、第1期権利委員会では「子どもの声を聴く」という姿勢を大切にしているということ踏まえ、「子どもの意見表明や参加のあり方」について重点的に審議を行うということ案として記載しました。また、令和5年度におきましては、子どもの意見聴取の仕方などをまとめた「子ども参加の手引き」の作成を区として予定していることから、権利委員会の中でも内容についてご議論いただきたいと考えてございます。

説明は以上になります。

内田会長

ありがとうございました。令和4年度あと残り1回で、あともう次の令和5、6年度で全6回という流れなのですけれども、第1期ということできいろいろ活動をつくり上げていく委員会になっています。今後、特に子どもの権利条例が制定されてからそれを位置づけていく、子どもの意見表明・参加を子どもに関わる全ての人がそれを位置づけていけるように私たちがアプローチしていく必要があるのですけれども、そのために何をどこから手をつけていけばよいかというところを皆さんとちょっと議論したいということで、資料のほうも用意させていただいています。

具体的には、3の「考えられる活動内容」というところで、たたき台としてこのようなものを挙げてみているというところなのですが、こういったことをやるといいとか、これまでなかなか意見聴取で聴けなかった子どもの声というのもまだあるので、そういったところを聴き続けるとか、いろいろあり得るかなと思っているので、何か皆さんのほうから今後の権利委員会で何をしていくといいのか、何をしていくと中野区により子どもの権利が位置づいていくのかということをごくばらんに意見交換したいなと思っています。どうでしょうか。どんなところでもいいのですけれども、ありますか。

相川委員

先ほど皆さんに別の資料を配らせていただいて、ちょっと関係するかなと思ったのでご紹介させていただきます。まず、先日、以前子どもの権利条例をつくるための審議会でご一緒した小P連の会長、PTAの小学校会長だった粉川さんと、高橋さんという区内のNPO団体の方と、あと田谷先生と松山さんという方で、小学校のPTAの協議会のほうに子どもの権利のミニ勉強会というのを先日開催してまいりました。このような提案資料を用意したところ、ぜひにということで、20分ぐらいだったのですが、私はオンラインで松山さん、粉川さんが現地で、あと今日欠席の別當さんも参加されていました。このとき参加した議事録も、全部松山さんがまとめてくださったので、参考に添付しております。

皆さん、PTA会長の方ということもあって、とても活発なご意見をいただくことができました。勉強会の中でもっと時間が欲しいねという話もありましたし、説明も限られているので意見表明が大事だということまできちんと伝えきれなかったかなという気がしています。ですので、そういった直接このように対話をする活動というのを権利委員会でも推進していけるといいのではないかなと思っております。

内田会長

ありがとうございます。どうでしょう。私のほうでもこの点で1点考えていたところというのは、先ほどもお話に出ていたのですけれども、子どもに関わる他の所管の部課の方々との温度差をいかに解消していくかという取組で、例えば川崎市では、行政との対話というのを一つ権利委員会の活動に位置づけていました。やれる可能性として、例えば子どもたちからはかなり公園の話、意見が出ましたよね。公園のトイレが汚いとか、臭いとか、暗いとか、いろいろな意見がありましたけれども、そういった私たちが聞き取ったものを各部課に伝えていくような場を設ける、行政の子どもの関連の部課に来ていただいて、それについて私たちが伝え、それに対してどのような動きをしていただけるのかを話して、さらなるフィードバックをいただくというやり取りをすることで、各課の方々にそういうところからもアプローチをして、子どもの権利の認識を深めていただくというのも一つかなと思って考えていました。ほか何かありますか。

相川委員

(1)の評価・検証と書いてあるとすごく難しいなと思っていて、一体全体どうしたものやらと思うのですね。いいアイデアがあるわけではないのですが、今こうやって子どもの計画とか、何%という数字だけを見てどうかというのも限界があるし、かといって全ての事業に参加するのも難しいなと思っていて。ただ代表する何かの事業には権利委員会から毎回ハイティーン会議の発表会に行くとか、途中に参加するですとか、そういった活動を権利委員会の一つの定例事業として組み込むことはできないかなというのを少し考えました。

内田会長

先ほどの計画の素案の後ろのほうにも、定性的な調査によって単に数値目標だけではない評価をしていこうということが書かれていて、とても大事なところだと思うのですけれども、まさに今おっしゃったような評価の段階でも子どもと何か対話をすることで、評価を位置づける場所はあっていいかなと思いました。ですので、私がさっき言ったのは行政との対話なのですけれども、これは子どもとの対話というところでやってもいいのかな。あるいは、川崎市

なんかの例でいくと、行政との対話、子どもとの対話、あと市民との対話というのもありました。子どもに関わる子ども子育て支援団体とか、子どもに関わる団体の方々と話し合いをして、実際にその内容を評価に落とし込んでいく、その後に委員会の活動として位置づけてもいいのかなとは思いました。

あと、特に今回本当に第1期ということで、いろいろ私たちも子どもの意見の聴き方というところを試行錯誤していると思うので、ほかの自治体にいろいろ参考事例はあるのですが、この案のところに載せさせていただいている「子ども参加の手引き」を私たちでつくり上げていく、子どもたちにヒアリングをする中で、こういう配慮が必要だとか、そういったところをまとめて中野区の子ども参加の手引きというものを発信して、他自治体もそれを参考に子どもの意見表明・参加を促進していけるように、子どもの意見を反映するまちづくりを推進できるように何かしていく、そんなところも考えてもいいのかなとは思って、今この案があるというところです。

相川委員

子どもの声を聴くと言ったときに、聴いただけじゃないというところ、フィードバックはどうしていくかというところを大事に権利委員会で伝えていくフレームワークみたいなものも一緒に入れられたらいいなと思います。

内田会長

とても大事なところだと思います。その循環みたいなところを、タイトルをつくっていきたいですね。というような話なのですが、どうですか。それ以外で何か言っておきたいことがあればですが、大丈夫そうですかね。

では、これについては今後もぜひご意見をいただければと思っているところです。一応、議事4番まで終了して、あと「その他」というところなのですが、こちら事務局のほうからお願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

最後に資料4「子ども相談室ニュースレター」ですね、こちらをご覧ください。この9月より子どもの権利に関する相談に応える窓口として、子ども相談室を開設いたしまして、こちらはそのニュースレターの創刊準備号になります。場所につきましては教育センター分室、早稲田通り沿いですね。それから開設時間は、月曜日から土曜日の午前11時から午後7時までとなります。こちらのほうは資料ご一読いただきまして、それから資料の裏面をご覧ください。子ども相談室には、権利救済委員としまして、大学の先生方3人の委員の先生がいらっしゃいます。

条例の審議会で会長を務めてくださった野村先生にも委員を務めていただいております。また、子どもからの相談を一番はじめに受け付ける、子どもと一緒に考える専門員が常駐しております。相談に関しましては、メール、電話、窓口等で受け付けているところでありまして、子どもの権利に関することであれば大人の方も相談できます。今後、子どもに寄り添う機関として、子どもたちが気軽に何でも相談できるような窓口を目指していきたいと考えております。

資料の説明は以上となります。

内田会長

どうもありがとうございました。以上になりますかね。最後、日程の確認でしょうか、お願いいたします。

事務局(子ども政策調整係長)

最後に、次回日程についてご案内させていただきます。先ほど少しお話しさせていただきましたが、本日の議論を踏まえまして今後の進め方を検討し、次回の委員会でお示したいと考えております。つきましては、1カ月後に予定させていただいた11月26日土曜日の第6回につきましては開催を延期させていただき、年明けの2月頃の開催とさせていただきたいと考えております。ご予約いただいたところ誠に申し訳ございませんが、日時に関しましてはまた改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上となります。

内田会長

恐らく2月になれば12月に私のほうで予定している陽だまりの丘保育園さんと児童養護施設のヒアリングの結果も皆さんに共有できると思います。

それでは、少々時間オーバーしたのですけれども、第1期第5回中野区子どもの権利委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後12時15分閉会